

医療的ケア児者への発災時の電源確保事業実施要綱

制定 令和3年7月28日 3川健庶第674号（健康福祉局長専決）
最終改正 令和6年6月1日 6川健庶第265号（健康福祉局長専決）

（目的）

第1条 この事業は、市内の人工呼吸器を使用している障害児者（以下「医療的ケア児者」という。）が、本市が借受けた電気自動車、プラグインハイブリッド車及び自動車からの外部給電に必要な機器（以下「電動車両等」という。）により、大規模災害発災による停電時において、医療機器の外部バッテリーへ安定的に給電できるようにすることを目的とする。

（対象者）

第2条 この事業において、医療機器の外部バッテリーへの充電を行うことができるものは、医療的ケア児者への発災時の電源確保事業 登録申込書（第1号様式）によりあらかじめ登録を済ませた医療的ケア児者とする。

（申込）

第3条 前条で定める登録に係る申し込み先は、別表で定める居住する区を所管する医療的ケア児者等支援拠点とする。

（実施体制）

第4条 この事業は、本市が東日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との間で締結した「災害時における電動車両等の支援に関する協定書（令和2年11月19日締結）」第3条にもとづき、協定締結の相手方に対し電動車両等の貸与の要請を行うものである。

（電動車両等の引き渡し場所）

第5条 電動車両等の引き渡し場所は、登録を済ませた医療的ケア児者が医療機器の外部バッテリーへの充電を効率的かつ安全に行える場所とし、市域の状況を勘案し大規模災害ごとに本市が指定するものとする。

（対象者への連絡）

第6条 大規模災害発災による停電時における対象者への連絡は、本市と対象者との間で事前に定めた方法により行うものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表

医療的ケア児者等支援拠点	
拠 点 名	所管区
総合リハビリテーション推進センター	川崎区・幸区・中原区・高津区
地域相談支援センター それいゆ	宮前区・多摩区・麻生区

第1号様式

(支援拠点担当)

(地域支援室)

担当	係長	課長	担当	係長	課長

医療的ケア児者への発災時の電源確保事業 登録申込書 (新規・変更)

(あて先) 川崎市長

私は、大規模災害発災による停電時に、人工呼吸器の外部バッテリーへの充電を行うため「医療的ケア児者への発災時の電源確保事業」への登録を申し込みます。

登録番号(拠点記入欄)		申 込 日		令和 年 月 日
フリガナ		生年月日 年 月 日 年 齢	大・昭・平・令・西暦 年 月 日 (歳)	
氏 名 (署 名)			性 別	男 ・ 女
住 所	〒 ー 川崎市 区			
連 絡 先	自宅電話		携帯電話	
	F A X		E-mail	
充電希望場所 (○を付ける)	1) 南部リハビリテーションセンター 川崎区日進町5-1 2) 中部リハビリテーションセンター 中原区井田3-16-1 3) 北部リハビリテーションセンター 麻生区百合丘2-8-2			
ご利用の医療機器 (メーカー、型番等)				
ご本人の状態、ご家族の状況等				

- ※ 本事業では、プラグインハイブリッド車等を使用します。
 ※ 人工呼吸器の外部バッテリーへの充電を行うもので、医療機器への直接の充電はできません。
 ※ この登録申込書に記載された内容は、医療的ケア児者の本市関係部署で共有させていただきます。

支援拠点 使用欄	呼吸器使用時間： ☐ 24時間 ☐ 夜間のみ ☐ その他()
	自家用車の有無： ☐ 有 ☐ 無
総合リハ・それいゆ 担当者()	